

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第36号**

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(直接領収した現金の取扱い)</p> <p><b>第93条</b> 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。<u>ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)</u>が少額である場合には、<u>1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(直接領収した現金の取扱い)</p> <p><b>第93条</b> 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。